水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わります

逃げ遅れゼロへ！

防災情報はいろいろあるけど
いつ避難すればいいの？

警戒レベル4で全員避難!!

［警戒レベル］で避難のタイミングをお伝えします。

2019年の出水期（6月ごろ）より、
［警戒レベル］を用いた
避難情報が発令されます。
市町村から［警戒レベル❸、❹］が発令された地域にお住まいの方は、速やかに避難してください。

［警戒レベル❺］（市町村が発令）は既に災害が発生している状況です。

次のような内容で自治体から避難行動を呼びかけます！

呼びかけの一例
警戒レベル4
避難勧告の伝達文例

- ■緊急放送、緊急放送、警戒レベル４、避難開始。緊急放送、緊急放送、警戒レベル４、避難開始。 ― 警戒レベルととるべき行動を端的に伝えます
- ■こちらは、○○市です。
- ■○○地区に洪水に関する警戒レベル４、避難勧告を発令しました。 ― 避難勧告の発令を伝えます
- ■○○川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。 ― 災害が切迫していることを伝えます
- ■○○地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。
- ■避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。 ― とるべき行動を伝えます

内閣府（防災担当）・消防庁

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、国や都道府県が出す防災気象情報を、５段階※1に整理しました。

＜避難情報等＞

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル５	既に**災害が発生**している状況です。 **命を守るための最善の行動**をとりましょう。	**災害発生情報**※2 ※2　災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令 〔市町村が発令〕
警戒レベル４ 全員避難	**速やかに避難先へ避難**しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	**避難勧告** **避難指示（緊急）**※3 ※3　地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令 〔市町村が発令〕
警戒レベル３ 高齢者等は避難	**避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者**は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	**避難準備・高齢者等避難開始** 〔市町村が発令〕
警戒レベル２	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの**避難行動を確認**しましょう。	**洪水注意報** **大雨注意報等** 〔気象庁が発表〕
警戒レベル１	災害への心構えを高めましょう。	**早期注意情報** 〔気象庁が発表〕

＜防災気象情報＞

【警戒レベル相当情報（例）】

警戒レベル５相当情報
氾濫発生情報
大雨特別警報　等

警戒レベル４相当情報
氾濫危険情報
土砂災害警戒情報　等

警戒レベル３相当情報
氾濫警戒情報
洪水警報　等

（国土交通省、気象庁、都道府県が発表）

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

※１　各種の情報は、警戒レベル１～５の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

Q&A

質問１）防災気象情報は出てるけど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの？
⇒市町村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。
自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。

質問２）避難指示（緊急）は、避難勧告と同じ警戒レベル４に位置付けられたけど、考え方が変わったの？
⇒**避難指示（緊急）は、**地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、**必ず発令されるものではありません。**避難勧告が発令され次第、**避難指示（緊急）を待たずに速やかに避難**をしてください。

質問３）洪水で「警戒レベル４相当情報」が既に出ているなかで、土砂災害で「警戒レベル３相当情報」が出たけど洪水のレベルも４から３に下がったということなの？
⇒洪水の危険性が４から３に下がったわけではありません。洪水は４のままで、土砂災害の３が追加されたのであり、**その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります。**

【警戒レベル５】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

【警戒レベル３】や【警戒レベル４】で、
地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。

■詳しく知りたい方は

内閣府　防災情報のページ

内閣府　避難勧告　検索

スマホ用
二次元コード

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html